



京都観光モラル

報道発表資料
(市政同時)

令和6年7月1日



京都市産業観光局
〔担当：観光MICE推進室〕
TEL：075-746-2255
(公社)京都市観光協会
〔担当：企画推進課〕
TEL：075-213-0071

「京都観光モラル推進宣言事業者」及び 「京都観光モラル優良事業者表彰」対象事業者の募集

京都市及び公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）では、令和2年11月に「京都観光行動基準（京都観光モラル）」を策定するとともに、令和4年度からは、京都観光モラルに基づく行動を一層促進するため、「京都観光モラル推進宣言事業者」を募集しています。令和6年度におきましても、募集を開始しますので、お知らせします。

また、京都観光モラル推進宣言事業者のうち、他の事業者等の参考となるような優良な取組を行った事業者等を表彰する「京都観光モラル優良事業者表彰」の対象となる事業者等についても併せて募集します。

1 「京都観光行動基準(京都観光モラル)推進宣言事業者」の募集

(1) 対象

京都市内において京都観光モラルに沿った取組を推進する企業、個人事業主、団体(NPO、学校等)

(2) 登録要件

- ア 京都市内で観光客に直接サービスを提供していること
- イ 次に掲げる全ての取組を実践していること（今後取り組む予定も可）
 - ① 観光客へのマナー啓発・対策、京都観光モラルの啓発
 - ② 従業員への京都観光モラルの理解・実践を促す取組
 - ③ 市民生活と観光の調和に資する取組
 - ④ 質の高いサービス・商品の提供・人材育成に資する取組
 - ⑤ 環境・景観の保全に資する取組
 - ⑥ 災害や感染症等の危機に強い観光の実現に資する取組

(3) 募集期間 令和6年7月1日（月）～令和7年2月28日（金）

(4) 応募方法

- ① 京都観光モラル特設サイト内の申請用ページにアクセス
<https://www.moral.kyokanko.or.jp/推進宣言事業者>
- ② 申請フォームから申請
- ③ 事務局で申請内容を確認・審査
- ④ 登録後、ステッカーを交付、京都観光モラル特設サイト等で取組内容を公表

2 「京都観光モラル優良事業者表彰」対象事業者の募集

(1) 応募要件

- ア 京都観光モラル推進宣言事業者に認定されていること
- イ 令和7年1月31日（金）時点で、創業又は法人設立後、1年を経過していること
ただし、宗教活動又は政治活動を事業目的としている者を除く

(2) 選考基準

京都観光モラル推進宣言事業者で求めている6つの取組に即し、他の事業者の参考となるような優良な取組を行っていること

例：地域のルールや習わしの周知や地域文化・コミュニティへの貢献等

(3) 募集期間 令和6年7月1日（月）～令和7年1月31日（金）

(4) 応募方法

- ① 京都観光モラル特設サイト内にある申請フォームから申請
- ② 事務局で申請内容を確認・審査
- ③ 表彰事業者を決定し、表彰式にて表彰
- ④ 京都市情報館もしくは京都観光モラル特設サイト等で取組内容を発表



令和5年度 表彰式

(5) その他

京都観光モラルに基づく優良な取組を実践している事業者等であることが、明確にわかるように今年度より名称を変更しました。

令和4、5年度：「持続可能な京都観光を推進する優良事業者表彰」対象事業者

令和6年度：「京都観光モラル優良事業者表彰」対象事業者

3 お問い合わせ

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課

TEL 075-213-0071（10:00～17:30、土日祝休み）

MAIL moral@kyokanko.or.jp